



朝日税理士法人

<http://www.asahitax.or.jp>

今月のNEWS(全般)

NEWS1. 災害時帰宅困難者対策条例アンケート結果

NEWS2. 書籍の紹介

NEWS3. 2013年3月期決算の税務上の留意点

NEWS1.(災害時帰宅困難者対策条例アンケート結果)

平成23年3月11日の震災時に多くの帰宅困難者が発生し、大混乱になった東京では、その対策として「帰宅困難者対策条例」を整備し平成25年4月に施行されることになっています。

大規模災害が発生し、鉄道等が復旧しない中、多くの人が帰宅を開始すると、救助・救援活動等に支障が生じてしまいます。

この条例では企業に以下の取り組みを求めています。

従業員の一齐帰宅抑制(施設安全確認と3日分の水・食料等備蓄)

従業員との連絡手段確保など事前準備(従業員に対して家族との連絡手段複数確保周知)

事業所防災計画の策定

「帰宅困難者対策条例」への対応状況について、東京経営者協会がアンケートを行った結果が発表されました。

上記の準備状況等に関し、アンケートを行った結果によると、「一時帰宅抑制方針」を定めている企業は57.0%。一齐帰宅抑制時の待機場所(複数回答)は、「自社内」88.6%が最も多くなっています。又、回答を行った企業114社のうち、93.0%が備蓄をしていると回答し、備蓄をしている企業のうち、飲料水(1人あたりの1日分は3リットル)は53.5%、食料(1人あたりの1日分は3食)については66.3%の企業が備蓄をしている、となっています。

大震災の経験により、多くの企業が災害に備えていることが分かります。全アンケート結果が東京経営者協会のホームページで公開されています。自社の災害時対策にお役立て下さい。 http://www.tokyokeikyo.jp/cgibin/user/event_contents.cgi?cnt=51&category=research

NEWS2.(書籍の紹介)

雑談力が上がる話し方 30秒でうちとける会話のルール 齋藤孝:著

(内容紹介)

英会話には何万円もお金をかけるのに、なぜ日頃の会話を磨かない?

あなたを引き立たせるのは雑談力。

すぐ身につけて一生モノ。読めば誰かと話したくなる!

人と話すのが苦手、初対面や知らない人だと気まずくなる、沈黙がこわい。

そんな大学生のために齋藤孝教授が実際に授業で教えている、雑談力を身につける方法。学校、職場、ご近所、友人や親戚との間でも、知れば誰でも気軽にどんな相手もうちとける、コミュニケーションの簡単なルールと具体的な方法を紹介。

何でも電子メールに頼る時代に雑談力の重要性を再認識できます。



情報会員募集中 会員申込みをして頂ければ、毎月「朝日だより」・最新セミナーのご案内をお送り致します。

お申し込み・ご質問等は、info@asahitax.or.jp または下記までお問合せ下さい。

お問合せ先:朝日税理士法人 名古屋事務所 朝日だより担当 青島・田中 052-571-5480

西尾事務所 朝日だより担当 尾崎・稲垣 0563-57-7850

Question

当期、様々な税制改正があったと聞いていますが、当3月期決算における主な改正点を教えてください。また当社の場合は、具体的にどの改正が影響するか(どのような場合にどのような改正の影響があるか)教えてください。

Answer

2013年3月期決算の税務面における主な改正点としては、以下の2点があります。

1. 法人税率引下げ
2. 復興特別法人税創設

その他には、欠損金、減価償却、寄付金等の改正もなされています。

法人の状況に応じて、いくつかの改正が影響する場合がありますので、状況別の改正点を以下で解説します。



【解説】

< 2013年3月期決算の税務上の留意点 (改正点) >

法人の状況に応じた主な改正点を以下で解説します。

決算業務や税額のシミュレーションの際に、自社にどの改正が影響するか確認してみてください。

- ・ 共通事項 「法人税率引下げ」、「復興特別法人税創設」
法人税率引下げにより、中小法人以外の普通法人であれば、税率が4.5%の引下げとなります。
復興特別法人税創設により、基準法人税額に対し10%税金が課されます。
- ・ 中小法人等(銀行、保険会社、一定の債権を有する法人等)以外の法人 「貸倒引当金」
貸倒引当金制度が廃止されます。当期は経過措置として、従来の4分の3の金額が損金算入限度額となります。
- ・ 繰越欠損金がある場合 「欠損金繰越控除」
欠損金の繰越控除額が所得の80%に制限されます。(残りの20%分は課税されます。)
繰越期間は9年に延長されました。
- ・ 当期に新規資産を取得した場合 「減価償却定率法」
定率法の償却率が、定額法の2.5倍の250%から、定額法の2倍の200%に引き下げられました。
- ・ 寄付をした場合 「寄付金損金算入限度額」
一般寄付金の損金算入限度額が2分の1に縮小され、一方で特定公益増進法人等に対する寄付金の損金算入限度額が同額拡大されました。

なお上記項目のほとんどは、既発行の朝日だよりにて詳細を解説している事項となります。
下記根拠条文等に記載の朝日だよりをご参照下さい。

根拠条文等

朝日だより91号(法人税率、復興特別法人税、欠損金繰越控除)93号(減価償却)94号(貸倒引当金)
法人税法施行令73、77の2
平成23年12月改正法令附則2

ご質問等は、info@asahitax.or.jp または下記までお問合せ下さい。

朝日税理士法人 名古屋事務所 朝日だより担当 青島・田中 052-571-5480
西尾事務所 朝日だより担当 尾崎・稲垣 0563-57-7850